

# 島根県報

第一、五〇〇号  
平成十五年八月二十九日  
(金曜日)

## 目 次

告示	平成十五年九月定例議会の招集	(財政課)	一
定	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指	(健康福祉総務課)	一
出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届	"	二
	農業振興地域整備変更計画書の縦覧	(農業経営課)	二
	土地改良事業変更施行の認可	(農村整備課)	二
	土地改良事業計画の認可(二件)	"	二
	保安林予定森林	(森林整備課)	三
	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	三
	道路の供用開始	(道路維持課)	三
公 告			
	平成十五年度毒物劇物取扱者試験の合格者	(薬事衛生課)	四
	平成十五年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者	(水産課)	四
	公共測量の実施	(用地対策課)	四
	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	四
	公企規程		
	島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	(企業局)	五

## 告 示

島根県告示第七百十六号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定に基づき、平成十五年九月十日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成十五年八月二十九日  
 島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百十七号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。  
 平成十五年八月二十九日  
 島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
くにびき診療所	出雲市東園町四九八番地	平成十五年八月一日
つわぶき医院	鹿足郡津和野町大字鷲原イ一 九〇番地	平成十五年八月一日
ドレミ歯科医院	大原郡大東町大字飯田七八五 番地一	平成十五年八月十八日
さくら薬局	鹿足郡津和野町大字鷲原イ二 〇八一	平成十五年七月二十八日
益田薬局	益田市駅前町二五三五	平成十五年八月一日

島根県告示第七百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
秦産婦人科内科医院	出雲市東園町四九八番地	平成十五年七月三十一日
有限会社たかはし薬局	出雲市下今市町北本町一丁目三一四	平成十五年七月七日
益田薬局	益田市駅前町一八四	平成十五年八月一日

島根県告示第七百十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項の規定に基づき、次に掲げる農業振興地域整備計画を変更したので、同条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により告示し、同条第二項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第五条の規定により、当該農業振興地域整備計画の写しを島根県農林水産部農業経営課及び浜田農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

石中央域営農団地整備計画

島根県告示第七百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
八束郡鹿島町土地改良区	宇出地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成十五年八月十八日

島根県告示第七百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	認可年月日
大原郡木次町土地改良区	小川上地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	平成十五年八月十八日

島根県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 大原郡木次町土地改良区	事業名 大川上地区区画整理事業(非補助土地改良事業)	認可年月日 平成十五年八月十八日
----------------------	-------------------------------	---------------------

島根県告示第七百二十三号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大國町字堀田ヶ迫二四一七の一、二四一七の三、二四二〇の一、二四二〇の四、二四二二、二四二二、二四二三、二四三三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁摩町役場に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第七百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査

の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
西郷町	平成十三、十四年度	五十八枚	二冊	中村 1、中村 2	平成十五年八月二十一日
都万村	平成十三、十五年度	二十三枚	一冊	都万	平成十五年八月二十一日
木次町	平成十一、十五年度	三十二枚	一冊	平田 2	平成十五年八月二十一日
仁多町	平成十三、十四年度	三十一枚	二冊	1 三成 2、三沢	平成十五年八月二十一日
横田町	平成十、十四年度	八枚	一冊	大谷	平成十五年八月二十一日
佐田町	平成十四、十五年度	十四枚	一冊	淀西・和江島	平成十五年八月二十一日

島根県告示第七百二十五号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木建築所の名称	備考
一般国道	四百三十二号	能義郡広瀬町梶福留二二三五番三地先から同町二一〇八番八地先まで	メートル 九七五・〇〇	平成十五年八月二十九日	広瀬土木事務所	
県道	浜田八重可部線	那賀郡金城町大字今福五二一番一地先から同大字一五九八番九地先まで	八四三・〇〇	"	浜田土木建築事務所	

公 告

平成十五年毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成十五年八月二十九日

一 一般毒物劇物取扱者試験合格者

島根県知事 澄田信義

- 〇〇二 〇〇三 〇〇七 〇一一 〇一二 〇一七 〇一八 〇二三 〇二四

二 農薬用品目毒物劇物取扱者試験合格者

- 〇二六 〇二七 〇二九 〇三〇 〇三三 〇三四 〇三六 〇三九
- 〇四〇 〇四三 〇四四 〇四五 〇四七 〇四八 〇四九 〇五〇
- 〇五二 〇五三 〇五五 〇五六 〇五七 〇五八 〇六〇 〇六五
- 〇六七 〇六九 〇七〇 〇七一 〇七二 〇七六 〇七八 〇八一
- 〇八三 〇八五 〇八八 〇八九 〇九四 〇九六 一〇四

平成十五年度島根県水産業改良普及員資格試験の合格者は次のとおりである。  
平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

- 中井 涼子 杉山さやか 成相 英明 岩本 壮平 古江 幸治
- 羽野 健志

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について島根県高規格道路事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月二十九日

一 作業種類

公共測量（道路計画図作成）

島根県知事 澄田信義

二 作業期間

平成十五年八月十三日から平成十五年十月二十日まで

三 作業地域

松江市東津田地域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 開発区域  
仁多郡横田町大字中村一一九二番地一 外三〇筆

面積 一六、六四二平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

仁多郡横田町大字横田一〇三七番地

横田町土地開発公社 理事長 渡部宏吉

### 島根県公営企業管理規程

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第六号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和四十年島根県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 電気料金、後納郵便料その他これに類する経費（第二十四条の二の規定による支払いをするものを除く。）

附 則

この規程は、平成十五年八月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年八月二十九日印刷  
平成十五年八月二十九日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学館南町

松江学館南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)